

死亡牛のBSE検査対象基準等の見直しについて

1 現在の検査対象基準

- 北海道における死亡牛のBSE（牛海綿状脳症）検査についてはBSE対策特別措置法に基づき、全月齢の特定症状牛、48か月齢以上の起立不能牛、96か月齢以上の一般的な死亡牛について検査を実施。

BSE検査対象月齢の変更経緯

(－：実施せず)

	H13.9	H13.10	H16.4	H25.7	H27.4	H29.4	H31.4
特定症状牛 (臨床疑い牛)	BSE発生	全月齢	→				
起立不能牛		－	24か月齢以上	→	48か月齢以上	→	
一般的な死亡牛		－	24か月齢以上	→	48か月齢以上	→	96か月齢以上

2 発生状況

(1) 国 外

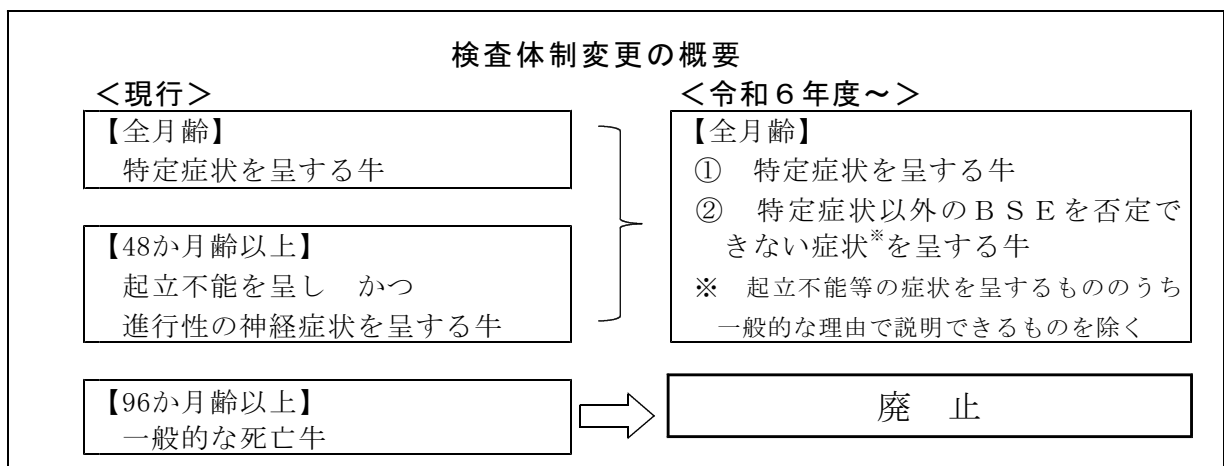
- 平成4年の37,316頭をピークに低下し、令和4年は0頭、令和5年は6月29日時点で6頭の発生。(資料4-1)

(2) 国 内

- 平成13年9月に初確認。現在までに36頭発生し、この内、北海道では25頭発生(資料4-2)。
- 飼料規制等の対策により、平成21年1月の発生を最後に国内での発生報告はない。
- 平成25年5月、国際獣疫事務局(OIE、現WOAH)は、我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

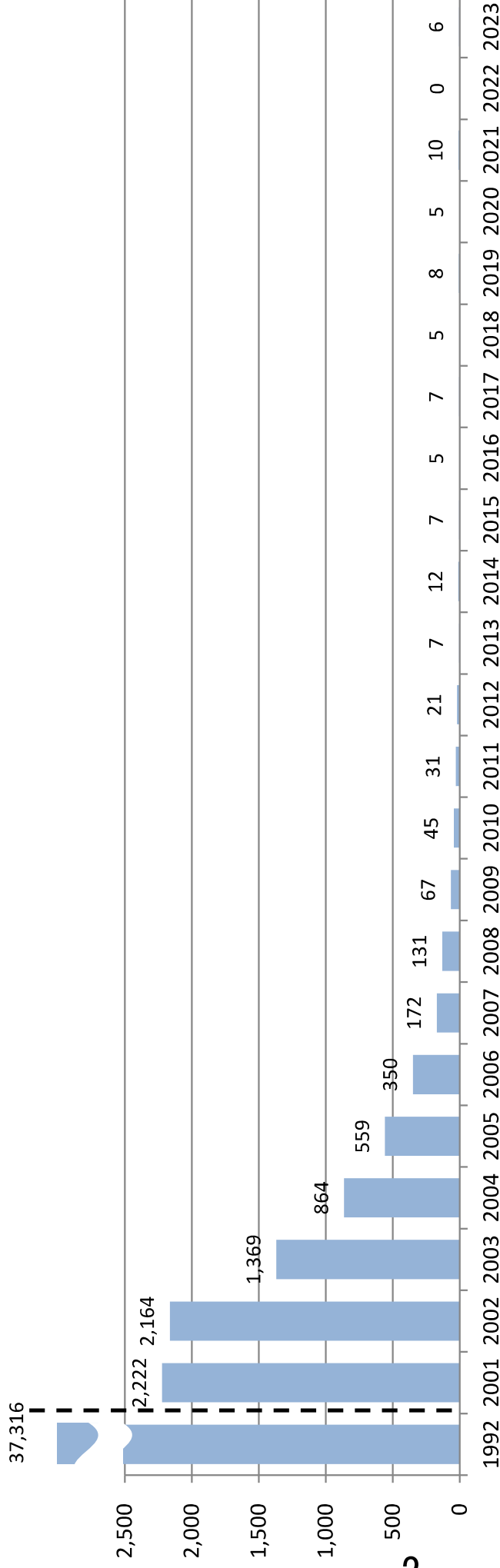
3 検査基準の見直し

- BSEの発生が世界的に大きく減少する中、WOAHは、本年6月、BSE検査の対象牛について、一般的な死亡牛を除外し、月齢を問わずBSEを否定できない症状を呈する牛のみとするなど、国際基準を見直し。
- これを受け、国は、国内基準を見直すこととし、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」等の改正について、食料・農業・農村政策審議会に諮問し、10月18日に了承された。
- 今後、国は、令和6年4月からの基準の運用に向けて、本指針や関係省令を改正する予定。



世界のBSE発生件数の推移

発生ピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少 令和5年6月29日時点



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
合計	37,316 (2/0)	2,222 (2/0)	2,164 (3/5)	1,369 (4/5)	864 (3/4)	559 (4/4)	350 (5/5)	172 (5/9)	131 (5/6)	67 (6/5)	45 (3/5)	31 (4/3)	21 (3/7)	7 (4/1)	12 (3/6)	7 (3/1)	5 (4/0)	7 (2/5)	5 (2/2)	8 (7/1)	5 (3/2)	10 (5/4)	0 (0/0)	6 (3/3)	190,696 (83/84)
欧州 (英国を除く)	36 (2/0)	1,016 (2/0)	1,038 (3/5)	753 (4/4)	528 (3/4)	342 (2/3)	205 (3/3)	101 (3/6)	84 (5/4)	54 (5/5)	33 (3/4)	22 (3/2)	16 (2/5)	4 (3/1)	10 (2/6)	4 (2/1)	5 (4/0)	6 (2/4)	3 (1/2)	7 (6/1)	5 (3/2)	6 (2/4)	0 (0/0)	0 (1/2)	6,028 (64/69)
英国	37,280	1,203	1,123	610	330	208 (1/1)	129 (0/1)	65 (2/2)	42 (0/2)	11 (1/0)	11 (0/1)	8 (1/1)	3 (0/1)	3 (1/0)	1 (1/0)	2 (1/0)	0 (0/0)	0 (0/1)	1 (1/0)	0 (1/0)	0 (0/0)	1 (2/0)	0 (1/1)	1 (1/1)	184,597 (8/9)
米国	0	0	0	0	0	1 (1/0)	1 (1/0)	0	0	0	0	0	1 (0/1)	0	0	0	0	1 (0/1)	1 (1/0)	0	0	0	0	1 (1/1)	6 (3/3)
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1/0)	0	1 (1/0)	0	0	0	0	1 (1/0)	0	2 (2/0)	0 (1/1)	1 (1/1)	6 (6/0)
カナダ	0	0	0	2 ※1	1	1	5 (1/0)	3 (0/1)	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1 (1/0)	0 (1/1)	0 (2/1)	22 ※2 (2/1)
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日本	0	3	2	4 (0/1)	5	7	10 (0/1)	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36 (0/2)

OEI情報、EFSAレポート等をもとに動物衛生課でとりまとめ（2022年9月21日時点）
表の上段は発生総数（定型及び非定型）、下段は非定型BSEの発生数（H型/L型）。

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

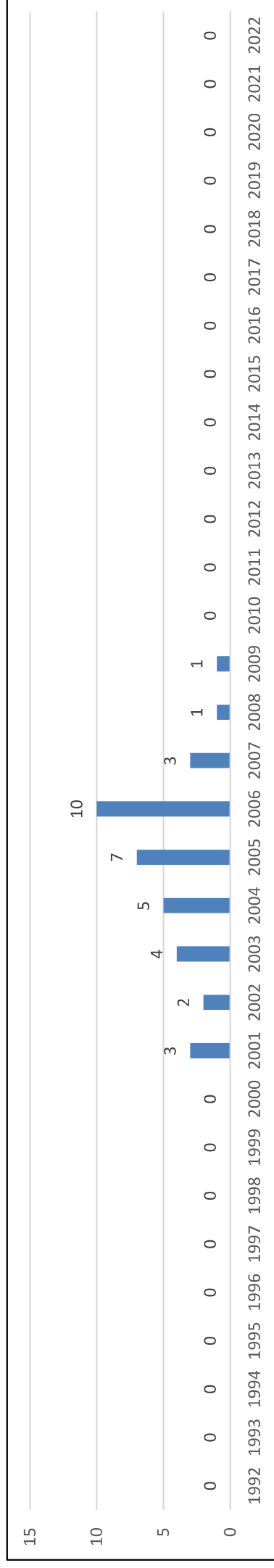
※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、
米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

※3 2015年以降に発生した定型BSE：アイルランド（2015年）、フランス（2016年）、英国（2015年、2018年、2021年）、カナダ（2015年）

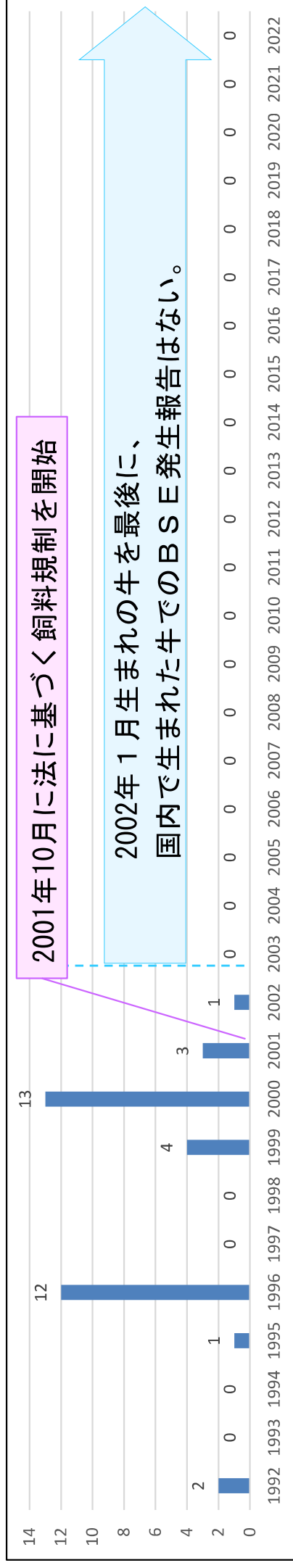
我が国におけるBSEの発生状況

- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

○BSEの年次別報告頭数



○BSE感染牛の出生年次別頭数



○BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があるとされた。

牛海綿状脳症(BSE)対策基本計画とBSE対策の概要

○牛海綿状脳症対策基本計画

牛海綿状脳症対策特別措置法第4条第1項の規定により、BSEの発生が確認された場合又はその疑いがあると思われる場合において、国、都道府県及び保健所設置市が講ずべき措置に関して農林水産大臣及び厚生労働大臣が定めるもの。

○農林水産省所管

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料規制）
- ・家畜伝染病予防法（死亡牛等のBSE検査）

【検査対象】

<平成31年3月31日まで>
 一般的な死亡牛：48か月齢以上
 起立不能牛：48か月齢以上
 特定症状牛：全月齢

<平成31年4月1日から>
 一般的な死亡牛：96か月齢以上
 起立不能牛：48か月齢以上
 特定症状牛：全月齢



○厚生労働省所管

- ・と畜場法（特定危険部位※の除去、と畜時のBSE検査）

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

【検査対象】
 神経症状等を呈する24か月齢以上の牛
 （健康と畜牛の検査は廃止）

